

【主な事業】

小・中学校における男女平等教育等の推進			
事業概要	子ども一人ひとりが男女平等の意識を育み、ジェンダー*にとらわれず、その能力や個性を尊重した生き方が選択できるような指導をすべての教育活動を通して推進します。 教科書・教材の点検や指導方法について工夫改善するとともに、継続的に、すべての教育活動における「隠れたカリキュラム」の点検・見直しを進めます。 子ども一人ひとりが性別にとらわれることなく、「自分らしく」生きていくことができる能力や態度を育成しつつ、将来の進路への関心理解を深めるため、さまざまな職業や進路の情報を提供するとともに、職場体験学習や進路指導において、ジェンダー*にとらわれることなく活動し、進路を選択できるよう、小中一貫した系統的・継続的なキャリア教育*・職業教育等の取り組みを進めます。 産業界・スポーツ・文化芸術等、多様な分野における専門家を外部人材講師として学校へ派遣し、総合的な学習の時間や教科学習等においてキャリア教育*の授業を展開します。 科学技術・学術分野における女性参画*の推進に寄与するため、小学校段階から子どもの理科や科学への興味を高める科学振興事業等を推進します。		
	項目・現状	目標	所管課
	各学校の作成する教育計画において、男女平等の観点を取り入れた学習や指導内容を位置づけるよう指示し、実施状況を点検評価する。	全校実施 (平成 28 年度)	学校企画課 教務課 生徒指導課
	男女平等の観点から教科書・教材の点検を実施	全教科実施 (平成 28 年度)	
	すべての教育活動における「隠れたカリキュラム」の点検・見直し	継続実施 (平成 28 年度)	
活動指標	中学校職場体験学習の実施 実施校数 39校 (平成22年度)	全中学校実施 (平成 28 年度)	
	性別にとらわれず、児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導の充実	継続実施 (平成 28 年度)	学校企画課 教務課 生徒指導課
	性別にとらわれることなく役割分担ができる地域協働型の学校運営 学校協議員の女性比率	40%以上 (平成 28 年度)	教育センター
	「堺市学校理科展覧会」 「堺で科学サカイエンス*」 「市民向け科学講座」の実施	継続実施 (平成 28 年度)	
	・ 学校園における男女平等教育に関する特色ある実践、先進的な取り組み等の情報提供・啓発の実施。		

* サカイエンス…科学のおもしろさや科学技術と日常生活のかかわりを楽しく学べる場を提供し、市民の科学振興に寄与することを目的として、幼・小・中・高等学校と堺市内の企業等が協力して行う科学催事。平成 17 年度から実施。

教職員研修の充実			
事業概要	男女平等教育の計画的・組織的な推進を図るため、すべての教職員研修に男女平等の観点を取り入れ、管理職をはじめ全教職員を対象に幅広い視野から研修を行います。 また、すべての子どもの理工系分野への関心・理解を高めるため、男女平等の視点から研修事業の充実を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	全教職員を対象とした男女平等教育に関する校内研修の実施	全校実施 (平成 28 年度)	生徒指導課 教育センター
	教職員研修における女性講師比率の向上	30% (平成 28 年度)	教育センター
	全職種を対象とした男女平等教育研修の実施 毎年 1 回	毎年 2 回 (平成 28 年度)	
	管理職を対象とした男女平等教育に関する研修の実施 毎年 1 回	毎年 2 回 (平成 28 年度)	
	理工系分野に関する行事、講習会等における女性指導者比率の向上	30% (平成 28 年度)	
	男女の人権尊重の視点から情報を解釈し、活用する能力の育成にむけ、初任者及び新任管理職を対象とした情報教育研修の実施 毎年 1 回	継続実施 (平成 28 年度)	

保育所・幼稚園における男女平等教育の推進			
事業概要	ジェンダー*にとらわれない保育の計画や園の指導計画を作成し、個性を尊重した保育や教育を推進します。また、ジェンダー*に敏感な視点で保育環境を整備するため、教材・遊具・図書等の点検を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	保育従事者への研修の実施	研修の充実 (平成 28 年度)	保育課
	市立全幼稚園で人権をテーマとした研修の実施 (平成 22 年度)	市立全幼稚園で男女平等の視点をふまえた人権研修の充実 (平成 28 年度)	教務課

保護者等に対する啓発の促進			
事業概要	堺市立学校園の保護者等を対象に、人権に関する講座の開催や人権啓発冊子の発行などを通じて、人権教育・人権啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	人権啓発冊子「しあわせをめざして手をつなごう」を PTA で活用した割合 40.8% (平成 22 年度)	50% (平成 28 年度)	人権教育課

子どもの安全・安心の確保			
事業概要	犯罪等の被害を防止するため、地域安全マップ作成や子どもの安全見まもり隊による見守り活動、学校安全指導員による安全指導など、学校、家庭やPTA等の団体、地域住民、関係各機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みを推進します。 子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシュアル・ハラスメント*等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きていくための力を養います。 携帯電話・インターネット上での犯罪、いじめ等に対し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう情報モラル、メディア・リテラシー*を向上させる取り組みを推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	子どもの安全見まもり隊 登録者数 約 16,700 人 (平成 22 年度)	約 17,000 人 (平成 28 年度)	生徒指導課
	自尊感情の向上、自ら危機的 状況を切り抜けるための知識 や方法の習得を目的とした学 習プログラムの実施	全校実施 (平成 28 年度)	

（２）男性にとっての男女共同参画

男性が家庭生活と仕事、地域生活等を調和させ自立した生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担*意識を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画*を促進する積極的な取り組みを進める必要があります。

そのためには、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供と啓発、男性の育児・家事・介護能力を高めるための支援を進めるとともに、育児休業や介護休業取得のための支援など、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成にも取り組む必要があります。

また、男性に対する脱暴力支援をはじめ、男性が抱えている問題に対する相談・支援体制を確立していくことも重要です。

【主な事業】

男性の意識改革の促進（再掲）			
事業概要	講座の開催、パネル展示、男女共同参画推進課だより（Windy）等を通じて、男性の意識変革のための啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<市民・市内事業者等> 「女と男のエンパワーメント講座」* の男性参加率 11.3% （124人中14人） （平成22年度）	20%以上 （平成28年度）	女性センター
・さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での、情報提供の実施。（再掲）			男女共同参画推進課

男性が家庭生活に参画*するための積極的な意識啓発			
事業概要	「女と男のフォーラム」や「さかい男女共同参画週間事業」、男女共同参画推進課だより（Windy）や啓発冊子等において、男性が固定観念や慣習にとらわれず、積極的に家庭生活に参画*することの重要性を啓発します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「女と男のフォーラム」 「さかい男女共同参画週間事業」 参加者数 年間 延べ954人 （平成22年度）	年間 延べ1,100人 （平成28年度）	男女共同参画推進課
・さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での、情報提供の実施。（再掲）			

* 女と男のエンパワーメント講座…男女の意識改革や社会参画への能力を開発し、エンパワーメントを図るための講座を開設している。

男性の育児休業・介護休業取得の普及促進（再掲）			
事業概要	事業主や人事労務担当者、管理者、労働者、求職者に対し、育児休業、介護休業等に関する情報について、ホームページや労働情報誌、ポスター、リーフレット、チラシ、堺労働メールマガジン「e-わーきんぐ SAKAI」、さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等を通じて周知を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	（再掲） 「e-わーきんぐ SAKAI」 メールマガジン登録者数 740 人 （平成 23 年 3 月）	1,400 人 （平成 28 年度）	雇用推進課
・さかい男女共同参画推進課だより（Windy）等での、情報提供の実施。（再掲）			男女共同参画推進課

男性の育児能力や家事・介護能力を高めるための支援			
事業概要	パパの育児教室や男性の料理教室など、男性が積極的に家庭生活に参画*するよう、意識啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	男性の料理教室参加者数 延べ 287 人 （平成 22 年度）	年間 延べ 300 人 （平成 28 年度）	健康医療推進課
	パパの育児教室参加者 年間 延べ 903 人（5 回） （平成 22 年度）	毎年 5 回 継続実施 （平成 28 年度）	子ども育成課

男性に対する脱暴力支援（DV*加害者のための脱暴力プログラム）			
事業概要	現在、悩みを抱える男性にとって相談をする専門の相談窓口がない状況となっているため、男性の悩みの相談（カウンセリング）を実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	（再掲） 男性の悩みの相談事業	実施 （平成 28 年度）	男女共同参画推進課

（３）高齢者にとっての男女共同参画

高齢者がその意欲や能力、経験に応じて社会との関わりを持ちながら、生きがいを持って生活することができるように、性別にとらわれない就労機会の確保や、地域活動の情報提供、学習機会の提供等を図っていく必要があります。

また、ひとり暮らし高齢者等に対する相談・サポート体制の整備や、介護予防・介護支援の取り組みなど、支援が必要な高齢者を社会全体で支えていくためのしくみづくりを進めていくことも重要です。

【主な事業】

ひとり暮らしの高齢者への支援（再掲）		
事業概要	地域包括ケア*の推進により、ひとり暮らしの高齢者を支援していきます。具体的には、高齢者総合相談窓口等を担う地域包括支援センターの再編・充実により、男女の生活実態や意識・身体機能等の違い等に配慮して、ひとり暮らし高齢者の自立生活を支援するとともに、新しい地域福祉の専門職であるコミュニティーソーシャルワーカー*を配置し、既存のサービスでは対応困難な課題に対処していきます。	
	・コミュニティーソーシャルワーカー*の適正な配置。 ・高齢者総合相談窓口等を担う地域包括支援センターの再編・充実等。	高齢施策推進課

高齢者の性別分業にとらわれない就労機会の確保（再掲）		
事業概要	性別や年齢にとらわれず就業の機会等を確保されるよう意識啓発を行っていきます。また、シルバー人材センターでは、誰もができる就業先の開拓と女性会員が魅力に感じる職域の開発や環境の整備を推進します。	
	・シルバー人材センターの女性登録者数の増加。	高齢施策推進課

* 地域包括ケア…高齢者が何らかの支援が必要となったときに、身近な地域において医療・介護・福祉サービス等を一体的に提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるようにするしくみ。

* コミュニティーソーシャルワーカー…どこに相談すればよいかわからない困りごとをいったん受け止め、地域のさまざまな力をつないで解決していくようアプローチしていく新しい地域福祉の専門職。

経験を活かし活動できる地域活動の情報や学習機会の提供			
事業概要	「いきいき堺市民大学」講座などの学習機会の提供や地域活動の情報提供を通じ、男女が共に魅力を感じるカリキュラムの充実や、高齢者が自らの経験を活かし、地域を支える人材として活動していくための支援を行います。これらの支援を通じ、定年退職後に家庭に引きこもりがちとなる男性高齢者の地域社会参加の促進を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「いきいき堺市民大学」 修了率（1期） 男性 68.4% 女性 65.0% （平成 22 年度）	男女とも 80%以上 （平成 28 年度）	高齢施策推進課

地域での高齢者の生活支援に関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実			
事業概要	小学校区での地域福祉活動推進事業として、見守り・声かけ訪問活動や配食活動など、地域のつながりハート事業*を男女共同参画の視点をもって実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	地域のつながりハート事業*	全校区実施 （平成 28 年度）	高齢施策推進課

次世代認定マーク（愛称：くるみん）



「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受け、マークを使用することができます。愛称には、赤ちゃんを包む「おくるみ」、企業（会社）ぐるみの意味が込められています。

基本課題 4 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化や経済の低迷などの社会経済情勢の変化とともに、地域の抱える課題が多様化・複雑化している中で、子育てや介護、防犯等さまざまな分野で解決すべき多くの問題が生じています。また、核家族化や人間関係の希薄化が進み、子育てや介護で孤立し悩みを抱える人も少なくありません。

これらの地域課題の解決に向けて、市民との協働を進めるとともに、地域が主体的に取り組めるよう地域の各団体が連携し、それぞれが力を十分に発揮して地域力を高めることがより一層求められています。市民にとって最も身近な暮らしの場である地域において、女性がその個性や能力を発揮し、地域における意思決定過程に参画*するとともに、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方が参画*することが地域の活性化につながっていきます。

このため更なる意識啓発を進め、地域ネットワークづくりの支援を行ってまいります。

成果指標		現状	目標
男女共同参画交流の広場の認知度	女性	9.7% (平成 22 年 11 月)	女性・男性 それぞれ 50%以上 (平成 33 年度)
	男性	11.0% (平成 22 年 11 月)	
NPO*やボランティア等の活動への参加状況・参加意向 (「参加したことがある・今後も参加したい」と答えた人の割合)	女性	12.3% (平成 22 年 11 月)	女性・男性 それぞれ 30%以上 (平成 33 年度)
	男性	10.7% (平成 22 年 11 月)	
地域の住みやすさの評価	「夜道でも安心して歩くことができる」	19.3% (平成 22 年 11 月)	90% (平成 33 年度)
	「小さな子どもを連れて出かけるやすい」	40.2% (平成 22 年 11 月)	90% (平成 33 年度)
	「高齢者が出かけやすい」	35.0% (平成 22 年 11 月)	90% (平成 33 年度)

【施策の基本的方向】

- (1) 活力ある地域活動の推進
- (2) 地域での支えあいによる育児・子育て・介護支援等の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における安全・安心なまちづくり

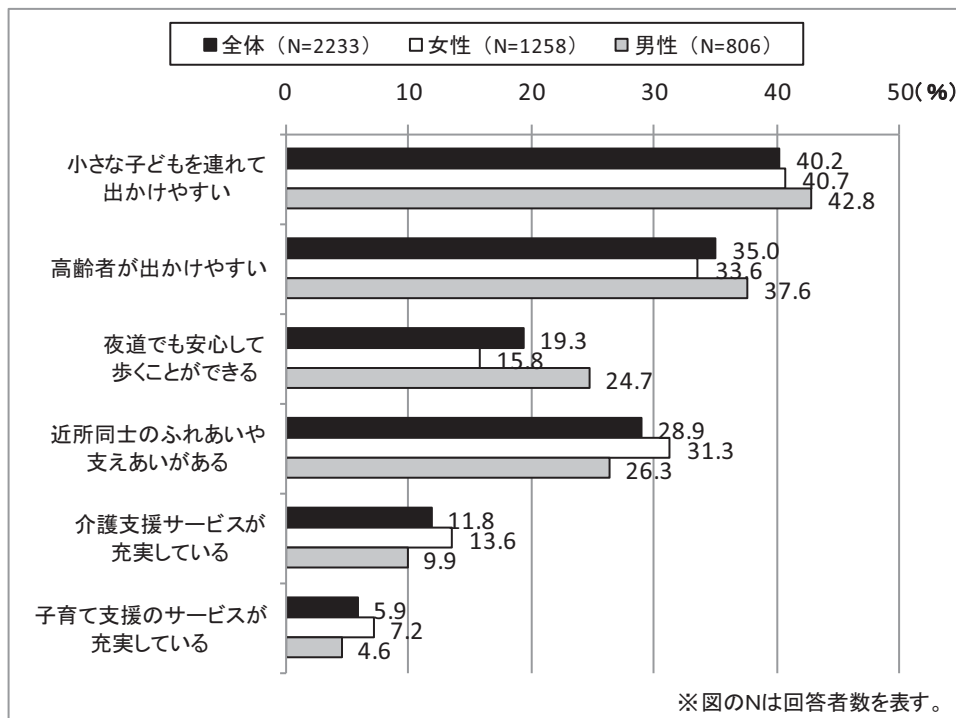


図 23 地域の住みやすさの評価（堺市）（複数回答）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 22 年度）

解説

地域の住みやすさの評価をみると、子育て・介護支援サービスの充実についての評価が低くなっています。また特に、女性が夜道を安心して歩くことができないと評価されています。

女性や高齢者、子どもを連れた人々に配慮した環境整備が、暮らしやすいまちづくりを進めるうえでの重要な課題となっていることがわかります。

(1) 活力ある地域活動の推進

男女がともに豊かに暮らせる、魅力ある地域社会を形成するには、男女が主体的に地域活動へ参画*するための取り組みが必要です。特に、定年退職後の団塊の世代*に対しては、これまでの経験を活かし積極的に地域活動へ参画*する支援を進めます。

また、地域で活動する団体等に対しては、これまでの慣行を見直し、意思決定過程への女性の参画*の促進に努め、市民にとって身近な場から男女共同参画を推進し、地域力の向上を図っていきます。

【主な事業】

地域活動への男女共同参画の促進			
事業概要	生涯学習を進めるうえで、必要な情報を容易に入手できるよう、生涯学習情報提供システム（ポータルサイト）を開設します。また、このサイトでは、地域で活動する団体・サークルに対し、自らの活動状況等を発信する機会を提供し、地域社会との連携をより深めていけるよう支援を行います。 また、「男女共同参画交流の広場」など、さまざまな拠点において地域活動に関する情報を提供します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	生涯学習情報提供システム（ポータルサイト）事業 ホームページのアクセス件数 108,716 件 (平成 22 年度)	175,000 件 (平成 28 年度)	生涯学習課
	「男女共同参画交流の広場」 利用者数 年間 2,956 人 (平成 22 年度)	年間 3,100 人 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課

地域で活動する組織等における方針決定の場への女性の参画*促進			
事業概要	各種地域団体に対して女性役員の登用や女性の地域活動への参加を働きかけるなど、女性の参画*促進のための啓発を進めます。社会教育関係団体である堺市 PTA 協議会及び堺市こども会育成協議会について、各下部組織では、多くの女性が活動していることから、協議会への女性の参画*及び役員登用を促進するために、各団体へ意識付けや啓発を進めます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	堺市 PTA 協議会 26.7% 堺市こども会育成協議会 26.7% (平成 22 年度)	各 50% (平成 28 年度)	地域教育振興課

経験を活かし活動できる地域活動の情報や学習機会の提供（再掲）			
事業概要	「いきいき堺市民大学」講座などの学習機会の提供や地域活動の情報提供を通じ、男女が共に魅力を感じるカリキュラムの充実や、高齢者が自らの経験を活かし、地域を支える人材として活動していくための支援を行います。これらの支援を通じ、定年退職後に家庭に引きこもりがちな男性高齢者の地域社会参加の促進を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「いきいき堺市民大学」 修了率（1期） 男性 68.4% 女性 65.0% （平成 22 年度）	男女とも 80%以上 （平成 28 年度）	高齢施策推進課

地域ネットワークづくりの支援			
事業概要	市民活動の促進を目的とした市民活動情報支援事業、市民活動施設運営事業、NPO*活動促進事業等に取り組みます。 男女共同参画の視点をふまえ、行政と地域おこし、まちづくり、観光、文化の伝承に関する地域活動を行っている団体等とのネットワークの構築を促進します。すべての来訪者を迎え入れる「おもてなし」の環境づくりを進めます。 堺・地域コミュニティ学校*推進事業により、学校を拠点とした地域コミュニティ*づくりを推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	市民活動サポート・センター 利用者数 年間 56,583 人 （平成 22 年度）	年間 60,000 人 （平成 28 年度）	市民協働課
	堺市市民活動コーナー 年間 8,495 人 （平成 22 年度）	年間 10,000 人 （平成 28 年度）	
	堺・地域コミュニティ学校*推進事業 モデル実施校数 小学校 7 校 （平成 22 年度）	モデル実施の成果検証を行い、地域協働型教育の仕組みを構築 （平成 28 年度）	教務課
・まちの賑わいづくりと地域の活性化をめざし観光振興に取り組む中での、内外への情報発信。			観光企画課 観光推進課

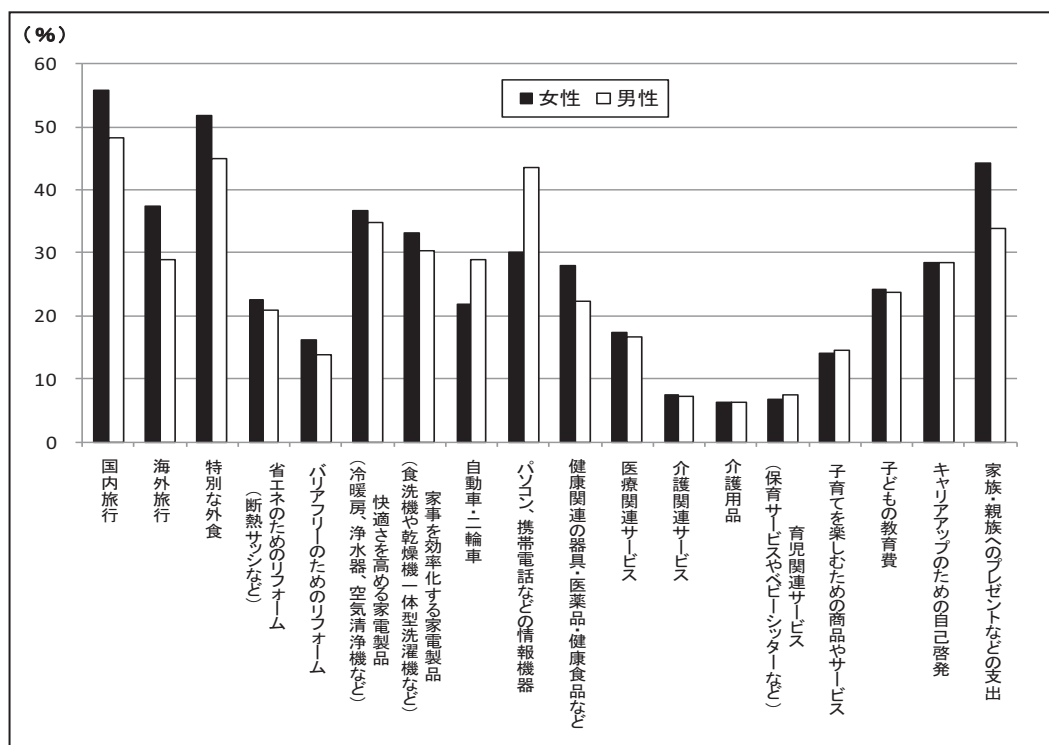


図 24 今後お金をかけたい消費分野（性別）（全国）

資料／内閣府『平成 23 年度版 男女共同参画白書』

- （備考） 1. 内閣府「男女の消費・貯蓄等の生活意識に関する調査」（平成 22 年）より作成。
2. 男性（N=5,054）、女性（N=4,957）に尋ねたもの。（N は回答者数を表す。）
3. 「将来お金をかけたいものをお知らせください（複数回答）」との問いに対し「お金をかけたい」、「まあお金をかけたい」と回答した者の合計。

解説

今後お金をかけたい消費分野としては、観光や地域活性化に関わる「国内旅行」や「特別な外食」などを選択する人が多く、特に女性においてその割合は高くなっています。

（２）地域での支えあいによる育児・子育て・介護支援等の充実

核家族化や人間関係の希薄化により、子育てや介護で孤立し、不安や負担を抱える人が少なくありません。こうした問題の解消のためには、男性の子育てや介護への積極的な参画*を促進するとともに、地域での育児・子育てや高齢者生活支援のネットワークづくりを促進し、地域での支え合いによる育児・子育て・介護支援を充実させていく必要があります。

【主な事業】

地域での育児・子育てに関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実			
事業概要	地域子育て支援センターや保健センター、市ホームページ「さかい☆HUGはぐネット」等で子育てサークルなどの紹介を行い、地域でのネットワークづくりを促進します。 また、保育所（園）では、園庭開放・育児講座・育児相談・子育てに関する情報提供などの「地域活動事業」や、かかりつけの園として身近な保育所（園）を登録できる「さかいマイ保育園事業」を実施し、子育てを応援します。 さらに、子育ての応援をしたい方（提供会員）と、子育ての応援を受けたい方（依頼会員）の相互援助組織であるファミリー・サポート・センター*事業の推進を図ります。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	（再掲） さかいマイ保育園事業 （平成 23 年度から実施）	登録児童数 1,200 人 （平成 26 年度）	子ども青少年企画課
	ファミリー・サポート ・センター*活動件数 11,542 件 （平成 22 年度）	活動件数 12,000 件 （平成 26 年度）	子ども育成課
	保育所（園）・認定こども園* における地域活動事業 全保育所（園） 認定こども園 （平成 23 年度）	全保育所（園） 認定こども園* （平成 28 年度）	保育課 幼児教育支援室

地域における児童生徒の安全確保の推進			
事業概要	「子ども安全見まもり隊」による校区の安全指導など、地域と協働して、子どもの登下校の安全確保に向けた取り組みを行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) 子どもの安全見まもり隊 登録者数 約 16,700 人 (平成 22 年度)	約 17,000 人 (平成 28 年度)	生徒指導課

地域での高齢者の生活支援に関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実（再掲）			
事業概要	小学校区での地域福祉活動推進事業として、見守り・声かけ訪問活動や配食活動など、地域のつながりハート事業*を男女共同参画の視点をもって実施します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	地域のつながりハート事業*	全校区実施 (平成 28 年度)	高齢施策推進課

（３）男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における安全・安心なまちづくり

近年、安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくり、また環境にやさしいまちづくりの重要性が高まっています。こうしたまちづくりを進めるにあたっては、あらゆる人が参画*し、それぞれのニーズの違いをまちづくりに反映させていく必要があります。特に、防災においては、ひとり暮らしの高齢女性の被災が多いことから、被災、復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立する必要があります。

また、地球環境問題を解決し、持続可能な社会実現のためには、環境保全等に関する女性の高い関心や経験等を活かしながら、一人ひとりのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくことが必要であり、そのためにも女性の積極的参画を推進することが重要です。

また、高齢者や障害者を含むすべての人々が、社会活動に参画*し社会の担い手として生きがいを持って生活を送ることができるよう移動手段の確保や「心のバリアフリー*」など、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を、推進していくことが重要です。

【主な事業】

男女共同参画の視点を取り入れた地域での防災・災害復興対策の確立			
事業概要	被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取り組みを進めるにあたっては、妊産婦・乳幼児等の災害時要援護者や被災時の男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	自主防災組織リーダー研修等の参加者における女性比率	30% (平成 28 年度)	危機管理室

男女共同参画の視点をもったまちづくりの推進			
事業概要	環境やまちづくり等の基本計画においては、男女共同参画の視点をもって取り組みます。 高齢者や小さな子ども連れでも出かけやすく、女性が安心して夜道を歩ける環境の整備など、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「堺エコロジー大学」受講者に占める女性の割合	全受講者数の 50% (平成 28 年度)	環境総務課
	総合都市交通計画の策定	施策の展開 (平成 28 年度)	交通政策課

男女共同参画シンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフに、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いを込めています。広報啓発活動において活用することで、それぞれの地域や個人がより身近な問題として意識して頂くことを目指しています。

基本課題 5 男女共同参画による都市魅力の創出

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を発揮し、職場や家庭、地域などあらゆる場面で活躍することにより、社会のさまざまな場に多様な視点や新たな発想が取り入れられ、活力ある社会が形成されます。

堺市においても、将来にわたり持続的に発展する活力と魅力のあるまちとして、国内外からも評価されるように、これまでの固定的な性別役割分担*意識の解消に一層努め、意思決定過程への女性の参画*をさらに加速させ、さまざまな活動に男女が参加できるように努めます。

成果指標		現状		目標	
男女共同参画社会基本法*の認知度		26.0%（平成 22 年 11 月）		100%（平成 33 年度）	
女性（女子）差別撤廃条約の認知度		13.4%（平成 22 年 11 月）		50%以上(平成 33 年度)	
「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方に反対する人の割合 （「反対」「どちらかといえば反対」の計）	女性	37.5%（平成 22 年 11 月）		女性・男性 それぞれ 90%（平成 33 年度）	
	男性	31.4%（平成 22 年 11 月）			
男女の地位が「平等である」と考える人の割合	政治	女性	12.6%（平成 22 年 11 月）		女性・男性 それぞれ 90%（平成 33 年度）
		男性	26.3%（平成 22 年 11 月）		
	職場	女性	14.9%（平成 22 年 11 月）		
		男性	25.2%（平成 22 年 11 月）		
	家庭	女性	25.8%（平成 22 年 11 月）		
		男性	38.6%（平成 22 年 11 月）		
市の審議会等委員の女性比率		33.4%（平成 23 年 4 月）		40%（平成 33 年度）	
市の管理職の女性比率（※堺病院、教職員を除く）		8.7%（平成 23 年 4 月）		12%（平成 33 年度）	
市教職員管理職の女性比率		17.3%（平成 23 年 4 月）		25%（平成 33 年度）	

重点

【施策の方向】

- (1) ジェンダー平等*に向けた意識の変革
- (2) 政策方針決定過程への女性の参画*促進
- (3) ジェンダー平等*に向けた国際的協調

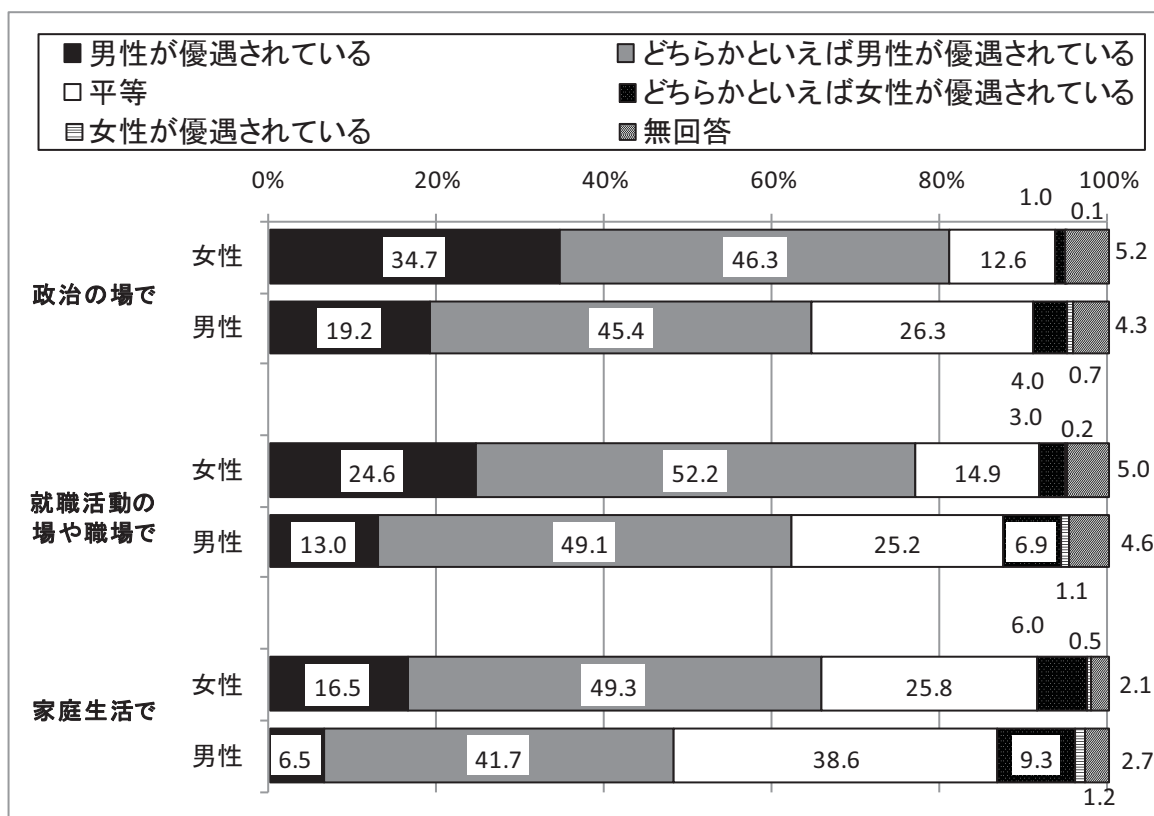


図 25 様々な場における男女の地位の平等意識（堺市）（複数回答）

資料／「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成 22 年度）

解説

様々な場における男女の地位の平等意識をみると、政治・職場・家庭生活の中で男女平等を実感できていない女性が多いことがわかります。

（１）ジェンダー平等*に向けた意識の変革

あらゆる場面において、男女がともに個性と能力を発揮し、対等に参画*する社会を実現させるためには、固定的な性別役割分担*意識やそれに基づく社会制度・慣行を見直し、市民一人ひとりの意識変革を進めていくことが重要です。そのために、意識の見直しにつながる情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度の周知、学習機会の提供、地域で活動するリーダーの育成などを行っていく必要があります。

そのためにも、市職員や事業者が率先して、連携・協力しながら男女共同参画の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。特に、市職員が、女性差別撤廃条約*などの男女共同参画に関わる条約や法律、制度等を十分に理解し、ジェンダーの視点*をもってあらゆる施策の推進にあたることが重要です。

さらに、情報化の進展によりメディアが市民の意識に与える影響が非常に大きくなっていることから、市の刊行物に関しては男女共同参画の視点を持って作成するとともに、市民が男女共同参画の観点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー*）を養うための啓発・学習機会を提供していく必要があります。

【主な事業】

男女共同参画に向けた市民の意識変革の促進			
事業概要	「女と男のフォーラム」、「さかい男女共同参画週間事業」、男女共同参画推進課だより（Windy）の発行など、地域で活動する市民グループに幅広く、あらゆる手段を活用した啓発事業や多様なニーズに対応した教育・啓発の機会を提供します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	女性の人権を含む講座等の実施、人権関連の施設見学・講演会等への参加者数 年間 延べ 45,460 人 (平成 22 年度)	年間 延べ 68,000 人 (平成 28 年度)	人権推進課 平和と人権資料館
活動指標	<市民・市内事業者等> 「女と男のフォーラム」 「さかい男女共同参画週間事業」 参加者数（再掲） 年間 延べ 954 人 (平成 22 年度)	年間 延べ 1,100 人 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課

市民の主体的な活動の促進			
事業概要	地域で活動するリーダーを育成するため、ライフクリエイター養成講座*を実施します。また、市民の自主的な活動を支援するため、男女共同参画交流の広場において、日常利用しているグループ間相互の交流を深めます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	<市民等> ライフクリエイター養成講座*等 人材養成講座修了生 (第 1 期生からの累計) 227 人 (平成 22 年度)	累計 380 人 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課

男女共同参画に向けた市職員の意識変革の促進			
事業概要	職員の新任役職者（課長級、課長補佐級、係長級）に対する研修や採用後 3 年めまでの基礎研修を通じ、職員一人ひとりが、男女共同参画に関する市の取り組みを認識し、課題として主体的に取り組んでいけるよう意識改革を促進します。また、女性の人権をテーマとした職場研修を行うほか、人権関連の施設見学や講演会等への参加を奨励します。 さらに、各職場において職員自らが、男女共同参画推進課および国・府などが発行する啓発冊子などで自発的にジェンダー*問題について研究します。また、所管の審議会について女性委員比率を高めるための取り組みを推進するなど、男女共同参画の視点で各職場の政策を点検します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	＜市職員等＞ 職員の人権意識向上のため、全職場に設置している人権主担者が、あらゆる人権をテーマとした研修を班別で実施。	人権主担者研修の中の全体研修やグループ別研修に、女性の人権を含むあらゆる人権をテーマとして取り上げ、研修内容を充実。	人権推進課 各課
＜市職員等＞ ・職員の新任役職者研修等の実施。			人材開発課

男女共同参画の視点に立った表現の推進			
事業概要	各課が発行する刊行物を男女共同参画の視点に立って作成するように心がけ、性別による固定観念にとらわれないよう啓発を行います。		
・各局広報広聴委員などに男女共同参画の視点に立った広報活動を実施するよう啓発。 ・「広報さかい」など各種広報媒体の作成過程で、各課の広報事務担当者と男女共同参画に配慮した表現などについて啓発や調整の実施。			広報課
・各課からの刊行物に載せる人物の絵や色について、性別による固定観念にとらわれないよう啓発の実施。			男女共同参画推進課
・男女共同参画の視点に立った刊行物の作成。			各課

メディア・リテラシー*（情報を主体的に読み解き、判断・選択し、使いこなしていく能力）の育成			
事業概要	子どもが健全に育つためメディア・リテラシー*の向上に努めます。暴力を伴わない人間関係の構築のための子ども、親に対する研修や講演会を充実します。また、学校教育において、インターネットをはじめさまざまなメディアが社会や生活におよぼす影響を理解し情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。		
・男女共同参画の視点に立った刊行物の作成。			各課

（２）政策方針決定過程への女性の参画*促進

男女共同参画社会*の実現のためには、政策・方針決定の場に男女が対等な立場で参画*し、意見が反映されることが重要です。そのためには、市が率先して審議会や行政委員会委員等への女性の選任や、市の女性職員・教職員の職域拡大及び管理職等への登用に積極的に取り組む必要があります。

また、市民が主体となって男女共同参画活動を推進するための女性リーダー人材の発掘・育成、女性の参画*を進める団体の活動を後押しするための情報提供や意識啓発を実施していくことも重要です。

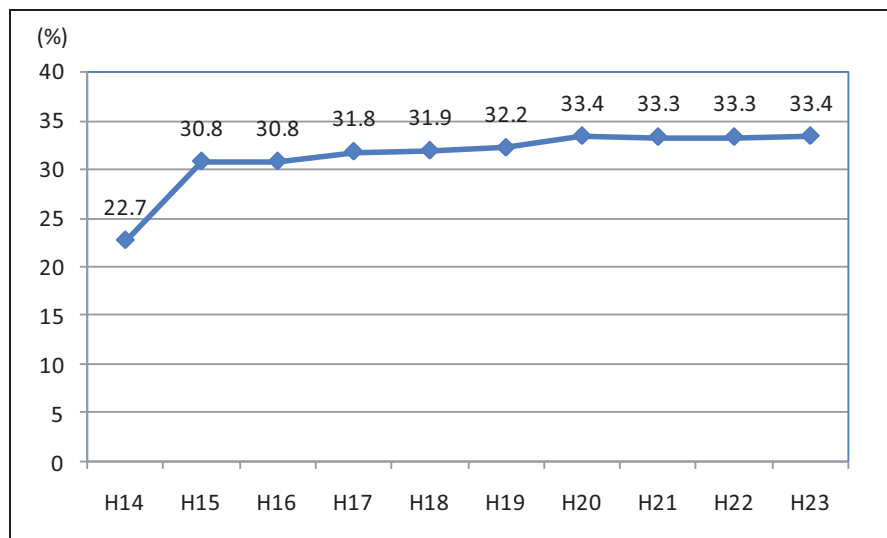


図 26 堺市における審議会等委員の女性委員の割合の推移（各年 4 月時点）

解説

堺市における審議会等委員の女性比率は、平成 15 年以降ほぼ横ばい状況となっています。

【主な事業】

市の審議会等への女性の参画*促進			
事業概要	審議会等の委員の選任にあたっては、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」、「堺市審議会等への女性委員登用推進要綱」及び「審議会等の設置等に関する指針」に基づき、女性委員の比率が 40%以上となるよう、委員選任時の事前協議を所管課へ働きかけ、また、女性の人材情報を提供するなど、より積極的な女性委員の登用を促します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	事前協議件数	対象となる全審議会等 （平成 28 年度）	行政管理課 男女共同参画推進課

市女性職員の管理職等への登用促進			
事業概要	管理職等への女性登用目標を設定するとともに、具体的な取り組みとして、職員の人材開発、管理職等の意識改革、係長級の昇任試験における受験環境の整備に努めます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	役職者（係長級以上）の 女性比率※ 17.8% (平成 23 年 4 月 1 日現在)	23.8% (平成 28 年度)	人事課

※堺病院、教職員を除く。

市女性教職員の管理職等への登用促進			
事業概要	女性管理職等への登用目標値を設定するとともに、日頃から各学校園において中堅女性教職員を各主任等の指導的役割に位置付けることにより、管理職昇任への意識を高め、選考を受験するよう呼びかけます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	女性役職者比率※ 25.5% (平成 23 年 4 月 1 日現在)	30.0% (平成 28 年度)	教職員課

※役職者の基準は、校長・教頭・事務職員(主査以上)・首席・指導教諭。

女性リーダーの人材の発掘、育成			
事業概要	地域活動を主体的に推進する女性リーダーを養成するため、ライフクリエイター養成講座*等人材養成講座を実施します。 また、女性市民の声を市政に反映させるため、委員公募情報等を積極的に提供します。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) ライフクリエイター養成講座*等 人材養成講座修了生 (第 1 期生からの累計) 227 人 (平成 22 年度)	累計 380 人 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課

(3) ジェンダー平等*に向けた国際的協調

ジェンダー平等*は世界各国の共通課題であり、国際的協調を図りながら進めるべき課題です。そのため、女性差別撤廃条約*などのジェンダー平等*に関する国際規範・基準を積極的に施策に取り入れるとともに、国際的な取り組みに関する情報収集と提供、国際機関との交流・連携を促進していく必要があります。

また、ジェンダー平等*は、平和で、すべての人の人権が尊重される社会において実現されるものであり、平和を大切にする意識啓発の推進が重要です。

さらに、ジェンダー平等*に向けた施策を推進するうえでは、国や堺市における現状・課題を十分に把握することが重要であるため、ジェンダー統計*の収集・分析、ジェンダー予算*に関する調査・研究等を進めていくことが不可欠です。また、収集・分析したジェンダー統計*や男女共同参画に関する資料・情報等は、可能な限り分かりやすい形で市民に対して公開していきます。

【主な事業】

UN Women*など国際機関との交流と連携の推進			
事業概要	「女性と女兒に対する暴力の根絶」、「女性の経済的エンパワーメントの強化」などを優先課題として取り組んでいる UN Women*など国際機関と連携しながらさまざまな施策に取り組みます。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	「国際女性デー」イベント参加者数	実施 (平成 28 年度)	男女共同参画推進課

平和を大切にする意識啓発の推進			
事業概要	平和や人権を考えるための各種講演会や展示施設による啓発を行います。		
活動指標	項目・現状	目標	所管課
	(再掲) 女性の人権を含む講座等の実施、人権関連の施設見学・講演会等への参加への参加人数 年間 延べ 45,460 人 (平成 22 年度)	年間 延べ 68,000 人 (平成 28 年度)	人権推進課 平和と人権資料館

ジェンダー統計*の推進とジェンダー予算*に関する調査・研究	
事業概要	ジェンダー統計*に関する研究およびジェンダー統計*の収集を進めるとともに、ジェンダー予算*の在り方の研究を行います。 また男女共同参画に関する資料・情報を収集し、男女共同参画推進課だより（Windy）等を通じ、市民への情報提供を行います。
・ジェンダー統計*に関する研究および収集。	企画部 （政策企画担当） （調査統計担当） 男女共同参画推進課
・ジェンダー予算*の在り方についての研究および収集。	財政課 男女共同参画推進課
・「堺市男女共同参画推進課だより（Windy）」や各研修などで、テーマに沿った調査結果をジェンダー格差是正の視点を入れて分析、活用。	男女共同参画推進課

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク（愛称：きらら）



ポジティブ・アクション（Positive action）の頭文字Pとaを組み合わせ、創造と活力あふれる女性の姿をデザインしたシンボルマークです。ポジティブ・アクションに賛同される方は、誰でもご利用になれます。厚生労働省と財団法人21世紀職業財団は、ポジティブ・アクションへの関心、認知度を高め、ポジティブ・アクションの取り組みへの社会的機運の醸成を図っています。

Ⅱ 計画の推進にあたって

（１）庁内関係部局との連携強化

男女共同参画の推進が、堺市のさまざまな行政課題と深く関わっているということを職員全員が十分に認識し、全庁的な課題として、これまで以上に連携し複合的に取り組みます。

（２）男女共同参画に関する調査・研究

市民意識やニーズを的確に把握し施策に反映させていくため、「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施するとともに、全庁においてジェンダー統計*を推進し、あらゆる分野における男女の状況を把握します。

（３）評価点検システムの整備

計画の進捗状況把握し、点検・評価・改善プロセスを明確にするため、市民にわかりやすい「活動指標*（アウトプット指標*）＝“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」、
「成果指標*（アウトカム指標*）＝取り組みの結果、“何”が“どのように”なったか」を設定します。

（４）国・府・近隣市町村等との連携

国・府・近隣市町村との行政相互間の連携を強化し、地域における各種団体と連携する仕組みをつくり効果的な施策を推進します。

（５）国際機関との連携

ジェンダー平等*は世界各国の共通課題であることを認識し、国連等の国際機関との連携を行います。

Ⅲ 成果指標*（アウトカム指標*）一覧

基本課題	成果指標（アウトカム指標）		現状	目標 (平成 33 年度)	出典
基本課題 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進					
重点	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度		20.3% (平成 22 年 11 月)	50%以上	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
	「年齢や性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合（「そう思う」「ある程度そう思う」の計）		27.1% (平成 22 年 7 月)	70%	平成 22 年度 市民意識調査報告書
	★市の男性職員育児休業取得率		3.4% (平成 22 年度)	13%	
	男性の家事に関わる平均時間／6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日／1 日当たり）	家事 育児	0 時間 48 分 (平成 22 年 11 月) 1 時間 10 分 (平成 22 年 11 月)	2 時間 30 分	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
基本課題 2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備					
	配偶者暴力防止法（DV 防止法）の認知度		50.6% (平成 22 年 11 月)	100%	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
	子宮がん検診・乳がん検診の受診率	子宮がん	25.1% (平成 22 年度)	50%	
		乳がん	17.4% (平成 22 年度)	50%	
	子ども虐待に気づいたら通報するよう心がけている市民の割合 (「積極的に行っている(心がけている)」「ある程度行っている(心がけている)」の計)		39.2% (平成 22 年 7 月)	100%	平成 22 年度 市民意識調査報告書
基本課題 3 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進					
重点	女の子・男の子に対する期待格差	自立できる経済力 (「必ず身につけるべき」と回答した割合の差)	49.6 ポイント 女の子 37.8% 男の子 87.4% (平成 22 年 11 月)	女の子・男の子に対する高 位の期待値に 合わせ格差解 消する	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
		家事・育児の能力 (「必ず身につけるべき」と回答した割合の差)	43.5 ポイント 女の子 63.2% 男の子 19.7% (平成 22 年 11 月)		
		受けさせたい教育の程度 (大学・大学院を希望する割合の差)	24.0 ポイント 女の子 54.2% 男の子 78.2% (平成 22 年 11 月)		
		★市の男性職員育児休業取得率（再掲）		3.4% (平成 22 年度)	13%
	男性の家事に関わる平均時間／6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（平日／1 日当たり）（再掲）	家事 育児	0 時間 48 分 (平成 22 年 11 月) 1 時間 10 分 (平成 22 年 11 月)	2 時間 30 分	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
基本課題 4 地域における男女共同参画の推進					
	男女共同参画交流の広場の認知度	女性	9.7% (平成 22 年 11 月)	女性・男性 それぞれ 50%以上	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
		男性	11.0% (平成 22 年 11 月)		
	NPO やボランティア等の活動への参加状況・参加意向 (「参加したことがある・今後も参加したい」と答えた人の割合)	女性	12.3% (平成 22 年 11 月)	女性・男性 それぞれ 30%以上	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
		男性	10.7% (平成 22 年 11 月)		
地域の住みやすさ の評価	「夜道でも安心して歩くことができる」		19.3% (平成 22 年 11 月)	90%	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
	「小さな子どもを連れて出かけやすい」		40.2% (平成 22 年 11 月)	90%	
	「高齢者が出かけやすい」		35.0% (平成 22 年 11 月)	90%	

基本課題	成果指標（アウトカム指標）		現状	目標 (平成 33 年度)	出典	
基本課題5 男女共同参画による都市魅力の創出						
重点	男女共同参画社会基本法の認知度		26.0% (平成 22 年 11 月)	100%	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書	
	女性（女子）差別撤廃条約の認知度		13.4% (平成 22 年 11 月)	50%以上	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書	
	「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」とい う考え方に反対する人の割合 (「反対」「どちらかといえば反対」の計)	女性	37.5% (平成 22 年 11 月)	女性・男性 それぞれ 90%	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書	
		男性	31.4% (平成 22 年 11 月)			
	男女の地位が「平等である」 と考える人の割合	政治	女性	12.6% (平成 22 年 11 月)	女性・男性 それぞれ 90%	堺市男女共同参画に関する 市民意識・実態調査報告書
			男性	26.3% (平成 22 年 11 月)		
		職場	女性	14.9% (平成 22 年 11 月)		
			男性	25.2% (平成 22 年 11 月)		
		家庭	女性	25.8% (平成 22 年 11 月)		
			男性	38.6% (平成 22 年 11 月)		
	★市の審議会等委員の女性比率		33.4% (平成 23 年 4 月)	40%		
市の管理職の女性比率（※堺病院、教職員を除く）		8.7% (平成 23 年 4 月)	12%			
市教職員管理職の女性比率		17.3% (平成 23 年 4 月)	25%			

用語説明

以下は、文中の用語で右上に（*）を付記しているものの用語説明一覧です。

あ行	解 説
安全保障理事会決議 第 1325 号	2000 年（平成 13 年）10 月、平和構築における女性の参加に関する決議である「女性・平和・安全に関する安保理決議第 1325 号」が国連安全保障理事会において採択された。安全保障理事会決議としてはじめて、戦争が女性に及ぼす独特の、不当に大きな影響を具体的に取り上げ、紛争の解決と予防、そして平和構築、和平仲介、平和維持活動のあらゆる段階への女性の貢献を強調し、国際的な女性の権利と平和、安全の問題を前進させる大きなきっかけとなった。 また、武力紛争の状態に置かれた女性と女兒が直面する独特の重大な問題に対する認識を高めただけでなく、このような女性に対し、政府と国際社会に対策を求める正当な根拠を与えた。
安全保障理事会決議 第 1820 号	2008 年（平成 20 年）6 月、「武力紛争下の性暴力防止に関する決議 1820 号」が採択された。決議は、武力紛争下におけるレイプその他の性暴力が、戦争犯罪、人道に反する罪、あるいはジェノサイドを構成する行いのひとつとなりうると述べ、紛争指導者に民間人を保護するよう求めた。さらに、制度的性暴力を利用する戦争指導者や体制に対する制裁措置をとることについても述べている。
安全保障理事会決議 第 1888 号	2009 年（平成 21 年）9 月、「武力紛争下の性暴力根絶に向けた取り組みを促進する決議 1888 号」が採択された。この決議は、1325 号と 1820 号をフォローアップするもので、より実効性のある措置が必要であるとして、武力紛争下の性暴力に関する国連特別報告者の任命や、不処罰をなくするための専門家チームの派遣、制裁措置など、性暴力防止のための具体的な手段の導入を国連事務総長にうながす内容となっている。
安全保障理事会決議 第 1889 号	2009 年（平成 21 年）10 月、「持続可能な平和と安全のための紛争後の女性・女兒のニーズへの対応」をテーマとする女性・平和・安全に関する公開討論が開催され、翌年に決議第 1325 号採択 10 周年を迎えるにあたり、この間の進展を歓迎し更なる取り組みの強化を呼びかける決議第 1889 号を全会一致で採択した。
一般労働者	常用労働者のうち、「短時間労働者」以外のものをいう。「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1 日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
NMCS	Neonatal Mutual Cooperative System の略。新生児診療相互援助システムのこと。

あ行（続き）	解 説
NPO	Non Profit Organization の略。その構成員に対して収益を分配することを目的としない、非営利の民間組織の総称。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。1998 年（平成 10 年）に NPO に法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）が成立。なお、本計画で NPO という場合は、法人格の有無を問わない広い意味での NPO をさす。
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。また、単に力をつけるだけでなく、よりよい社会へと変えていく力、責任をもった主体として社会を築いていく力を身につけること。
OGCS	Obstetric & Gynecologic Cooperative System の略。産婦人科診療相互援助システムのこと。
オレンジリボン・キャンペーン	すべての子どもが健やかに育つように行政、民間が協働して、ひとりでも多くの市民の皆さんに児童虐待防止のために何ができるのかを考えてもらい、行動する機運を醸成することを目的として、11 月の児童虐待防止推進月間を中心に大阪府内全域で、そのシンボルである『オレンジリボン』を広く普及させるキャンペーン。
女と男のエンパワーメント講座	男女の意識改革や社会参画への能力を開発し、エンパワーメントを図るための講座を開設している。

か行	解 説
活動指標 （アウトプット指標）	「“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」の指標。主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、進捗について報告します。
完全失業率	（働く意志があり）求職活動中で、仕事が見つかればすぐに就労可能な 15 歳以上の者の労働力人口に占める割合。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
グローバル（化）	地球規模でのモノ、カネ、情報、人の流動化、移動とそれによる社会や文化の変化。
グローバル・コンパクト	持続可能な成長の実現のための世界的な枠組みづくりに向けた企業の自発的な取り組みであり、署名企業は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、腐敗の防止等の 10 の基本原則を守って活動を展開していくことが求められる。2000 年 7 月に国連本部において発足。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均子ども数。

か行（続き）	解 説
固定的な 性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適切であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
コミュニティ ソーシャルワーカー	どこに相談すればよいかわからない困りごとをいったん受け止め、地域のさまざまな力をつないで解決していくようアプローチしていく新しい地域福祉の専門職。

さ行	解 説
サカイエンス	科学のおもしろさや科学技術と日常生活のかかわりを楽しく学べる場を提供し、市民の科学振興に寄与することを目的として、幼・小・中・高等学校と堺市内の企業等が協力して行う科学催事。平成 17 年度から実施。
さかい新事業創造センター（S-Cube）	中小企業者（個人を含む）に対し、創業や第二創業、新製品・新技術の研究開発を行う際に必要となるオフィス・ラボを賃貸し、法人設立から事業化まで各入居者に応じた総合的な経営サポートを行っている。
参画	単なる「参加」ではなく、より積極的・主体的に意思決定過程に加わり、意見を反映させていくという意味が込められている。
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会通念や慣習の中に、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）がある。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも広く使われている。
ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。 「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」においては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義している。 なお、「ジェンダーと開発（GAD：Gender and Development）」とは、開発におけるジェンダー不平等の要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチのこと。
ジェンダー統計 （男女別統計）	男女間の意識による隔たり、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。
ジェンダーの視点	ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的・文化的につくられたものであることを意識していこうとするもの。

さ行（続き）	解 説
ジェンダー平等	性差別や暴力、性別による固定的な役割分担等の要因となっているジェンダーを見直し、すべての人が性別にかかわらず個人としてその尊厳が重んじられ、個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野に参画し、責任を担い、平等に利益を受けることができる状態をいう。
ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取り組みが行われている。
自殺死亡率	人口 10 万人当たりの自殺者数。
周産期	妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。
周産期医療	周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。
女性差別撤廃条約 （女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	1979 年（昭和 54 年）に国連の第 34 回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、1985 年（昭和 60 年）に批准。 なお、日本は 2009 年（平成 21 年）に公表された国連の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」（女性差別撤廃委員会〔CEDAW〕）の最終見解において、民法改正（男女ともに婚姻適齢を 18 歳に設定することや離婚後の女性の再婚禁止期間の廃止等）や女性の雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施を要請されるなど多くの課題を指摘されている。
女性外来	男性医師には相談しにくい症状で悩んでいる女性に対し、女性医師が十分話を聞き診療することによって、疾病の早期診断と治療につながることを目的にした専門外来。
スクールソーシャルワーカー	不登校や問題行動、児童虐待等に対し、学校とともに子どものおかれた環境に働きかけたり、児童相談所などの関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題の解決を図ることを目的に学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有し、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する者。
ステップ・アップ・スタディ	再就職や社会参加を希望する女性に、新しい生き方を発見するきっかけとなるような講座を開設している。

さ行（続き）	解 説
成果指標 （アウトカム指標）	「取り組みの結果、“何”が“どのように”なったか」の指標。5つの基本課題について課題の達成状況を測る成果指標を設定し、2021年度末（平成33年度末）まで取り組みます。なお、中間年である2016年度（平成28年度）で達成状況を把握し、後期実施計画に反映します。
性差に応じた的確な 健康支援	生活習慣やホルモンバランスの違い等男女のさまざまな差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療。究極的には個々人の差異にきめ細かく対応する医療をめざす。
性同一性障害	2004年（平成16年）に施行した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において、「生物的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されている。同法の施行により、戸籍の性別変更が認められることとなった。
セーフティネット	直訳すると「安全網」。網の目のように支援策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。
セクシュアル・ ハラスメント （セクハラ） （性的嫌がらせ）	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。 職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させたりすることをいう。
総合周産期母子医療 センター	母体・胎児集中治療管理室を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室を含む新生児病棟を備え、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医療施設。 新生児診療相互援助システム（NMCS）及び産婦人科診療相互援助システム（OGCS）の基幹病院として地域の各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、周産期医療システムの中核として地域の各周産期医療施設との連携を図る。 周産期医療情報センターとしての機能を有するとともに、他の周産期医療施設の医療従事者に対する研修を行う。
相対的貧困率	所得中央値の一定割合（50%が一般的。）以下の所得しか得ていない者の割合。預貯金や不動産等の資産は考慮していない。

た行	解 説
待機児童	保護者が働いているなどの理由により認可保育所への入所を希望し、入所要件に該当しているが、定員に空きがない等の理由で、認可保育所に入所できないでいる児童。
第3次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、2010年(平成22年)7月、「男女共同参画会議」の答申をふまえ、同年12月17日閣議決定された。第1次計画(2000年〔平成12年〕)、第2次計画(2005年〔平成17年〕)に続く第3次の計画で、15の重点分野を設定している。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
ダイバーシティ経営	多様な属性(性別、年齢、国籍等)や価値・発想を活かす経営。
団塊の世代	他世代に比較して人数が多い、1947～49年(昭和22～24年)頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。
男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法により、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、1999年(平成11年)に公布・施行された。21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられている。 男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策などの立案および決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つの基本理念をうたっている。
地域コミュニティ	住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念で、住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等さまざまな範囲が想定される。
地域コミュニティ学校	保護者や地域住民が学校の教育活動を多様な方法で支援することで、地域と支えあう共助体制によるコミュニティの拠点となり、「地域住民の学校運営の参画」「地域力を生かした学校支援」「学校による地域貢献」の観点から学校と地域等で構成する運営委員会等を設置し、地域との協働による教育を進める学校のこと。
地域周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センターを補完する施設として、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、24時間体制で周産期に係る比較的高度な医療行為を行える医療施設。 新生児診療相互援助システム(NMCS)及び産婦人科診療相互援助システム(OGCS)に参画し、地域の中核病院として各周産期医療施設からの搬送を受け入れるとともに、地域の周産期医療施設と連携を図り、入院及び分娩に関する連絡調整を行う。

た行（続き）	解 説
地域のつながり ハート事業	校区福祉委員会が主体となって取り組んでいる、“地域の方々が交流を通してお互いが知り合いつながっていく心のこもったあたたかい地域ボランティア活動”。
地域包括ケア	高齢者が何らかの支援が必要となったときに、身近な地域において医療・介護・福祉サービス等を一体的に提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるようにするしくみ。
ディーセント・ワーク （働きがいのある人 間らしい仕事）	ILO の定義によると、ディーセント・ワークとは、人々が働きながら生活している間に抱く願望、すなわち、(1)働く機会があり、持続可能な生計に足る収入が得られること、(2)労働三権などの働く上での権利が確保され、職場で発言が行いやすく、それが認められること、(3)家庭生活と職業生活が両立でき、安全な職場環境や雇用保険、医療・年金制度などのセーフティネットが確保され、自己の鍛錬もできること、(4)公正な扱い、男女平等な扱いを受けること、といった願望が集大成された働き方。
DV（配偶者・恋人等 からの暴力）	Domestic Violence の略。家庭内の暴力行為のことで、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

な行	解 説
認証保育所	堺市が独自の基準を適用し、認可保育所に求められる施設等の要件を一定緩和した、多様な保育ニーズに対応した保育サービスを提供する施設。
認定こども園	幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持ち、0 歳児から就学前の子どもを対象に、教育と保育の一体的な提供や、地域での子育て支援(相談や親子の集いの場の提供)を行う機能を備える施設として都道府県から認定をうけた園。

は行	解 説
配偶者暴力防止法 (いわゆる DV 防止法)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。 第 1 条第 1 項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）は含まれるが、恋人や交際相手は含まれない。「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をさす。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。
ひとり親世帯	未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）。

は行（続き）	解 説
ピンクリボン キャンペーン	ピンクリボンとは、乳がんの早期発見、早期治療を啓発するシンボルマーク。乳がんは、年々増加傾向にあり、年間約 5 万人の女性が乳がんと診断されている。10 月の乳がん月間を中心にキャンペーンを実施し、定期的な検診の受診と自己触診の必要性を啓発している。
ファミリー・ サポート・センター	子育ての応援をしたい方（提供会員）と子育ての応援を受けたい方（依頼会員）からなる、相互援助活動を行う会員組織のこと。
ポジティブ・ アクション	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号参照）。

ま行	解 説
MY TREE ペアレン ツプログラム	児童虐待を行う保護者に対し、子どもへの接し方等、セルフケアと問題解決力を養うことを目的にしたグループ指導のこと。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のこと。

や行	解 説
UN Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。国連にある女性関連の 4 機関（女性の地位向上部〔DAW〕、国際女性調査訓練研修所〔INSTRAW〕、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室〔OSAGI〕、国連女性開発基金〔UNIFEM〕）を統合して設置された男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。開発途上国のみならず、先進国における男女平等の問題にも取り組む機関として、2011 年（平成 23 年）1 月から活動を開始。日本事務所が堺市に設置されている。

ら行	解 説
ライフクリエイター 養成講座	男女共同参画を推進する人材を育成するための講座。

ら行（続き）	解 説
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ （性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994年（平成6年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

わ行	解 説
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

制 定 平成 14 年 3 月 28 日条例第 8 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第 10 条―第 13 条）

第 3 章 推進体制等（第 14 条―第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

我が国は、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流の中で、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として男女平等社会の実現を位置付けた男女共同参画社会基本法を制定した。

堺市は、他市に先駆け、女性問題行動計画を策定し、男女共同参画宣言都市となるなど男女平等社会の実現に向けて積極的に取り組んできているが、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等は依然として根強く、全国的にも女性に対する暴力が社会問題化するなど男女平等の達成にはなお多くの課題が残されている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくには、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野において男女が対等に参画できる男女平等社会の実現が重要である。

ここに私たちは、堺市の主要政策として、男女平等社会の実現を目指すことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21 世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における男女平等社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的

かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会 すべての人が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な社会の構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下単に「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、共に責任を担う社会をいう。

(2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における性別間の格差を是正するため必要な範囲内において、不利な状況にある性に対し、格差是正の機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女平等社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、直接的であると間接的であるとを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。

(2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会的制度、慣行又は伝統は、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されるべきこと。

(3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されるべきこと。

(4) 家族を構成する者は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に均等に責任を分担すること。

(5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健

康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。

(6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。

(7) 男女平等社会の形成の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的格差は正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女平等推進施策を実施するに当たり、国、府、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の積極的確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女平等の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 何人も、子どもたちの男女平等教育に関し、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、地域、職場、学校その他のあらゆる場

において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第15条第1項に定める男女平等推進審議会の意見を聴取するとともに、市民の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女平等推進施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女平等社会の形成の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(審議会等の委員の構成)

第13条 市長その他市の執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員を任命し、又は委嘱

するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第14条 市は、男女平等推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女平等社会の形成の視点をもって取り組むものとする。

3 市は、男女平等社会の形成の推進のため、必要な拠点機能の整備に努めるものとする。

4 市は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女平等推進審議会)

第15条 基本計画その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べるため、堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 市長は、男女いずれか一方の性が委員総数の10分の4未満とならないよう委員を選出しなければならない。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(苦情等の処理)

第16条 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者（次条において「市民等」という。）は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、調査の上次条第2項に定める堺市男女平等相談委

員の意見を聴き、必要な措置等を講ずるものとする。

3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(相談の申出)

第17条 市民等は、第8条に規定する性別による権利侵害その他の男女平等社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するため、堺市男女平等相談委員（以下この条において「相談委員」という。）を置く。

3 相談委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 相談委員は、必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの規定は、規則で定める日から施行する。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則

制 定 平成 14 年 9 月 13 日規則第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項の堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会に、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会（部会を含む。次条及び第 8 条において同じ。）は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、男女共同参画推進課において行う。

(審議会の運営)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(相談委員)

第 9 条 条例第 17 条第 2 項の堺市男女平等相談委員（以下「相談委員」という。）は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

- 2 相談委員の任期は、2 年とする。ただし、相談委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 相談委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して 6 年を超えることはできない。
- 4 市長は、相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は相談委員に職務上の義務違反その他相談委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務の執行等)

第 10 条 相談委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 16 条第 1 項の規定による申出について市長に意見を述べること。
 - (2) 条例第 17 条第 1 項の規定による申出に係る調査、助言、是正の要望等を行うこと。
 - (3) 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 相談委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、相談委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。
 - (1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他相談委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

- 4 相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(申出の方式)

第11条 条例第16条第1項又は第17条第1項の規定による申出は、苦情相談等申出書（様式第1号）により行わなければならない。ただし、市長又は相談委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

- 2 前項ただし書の規定により口頭の申出があったときは、市長又は相談委員は、その内容を書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第12条 市長又は相談委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく相談委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相談委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 相談委員は、条例第17条第1項の規定により人権を侵害された旨の申出が当該侵害のあった日から起算して1年を経過した日以後になされたときは、当該申出に係る調査はしないものとする。ただし、相談委員において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長又は相談委員は、前2項の規定により申出に係る調査をしないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、調査対象外通知書

（様式第2号（甲）（乙））により通知するものとする。

(資料の提出等)

第13条 相談委員は、条例第17条第4項の規定により関係者に対し資料の提出又は説明を求めるときは、協力依頼書（様式第3号）によりこれを行うものとする。

(調査結果等の通知等)

第14条 市長又は相談委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第4号（甲）（乙））により通知するものとする。この場合において、条例第17条第4項の規定により助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

(助言、是正の要望等)

第15条 相談委員は、条例第17条第4項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、速やかに助言書（様式第5号）を交付するものとする。

- 2 条例第17条第4項の是正の要望等は、是正要望通知書（様式第6号）により行うものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第16条 相談委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される相談委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

男女共同参画社会基本法（抄）

制 定 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最近改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 （第 13 条―第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議 （第 21 条―第 28 条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女

共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該名号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され

ることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の 促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する

る施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものと

する。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。（所掌事務）第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員

の総数の10分の5未満であってはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）

（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 附則（中略）第28条並びに第30条の規定
公布の日

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（抄）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979年12月18日(国連第34回総会)

効力発生 1981年9月3日

日本国 1985年6月25日批准

1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、

雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部【総論】

第1条【女子差別の定義】

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条【締約国の差別撤廃義務】

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（a）男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（b）女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

（c）女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（d）女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

（e）個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（f）女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

（g）女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条【女子の完全な発展・向上の確保】

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確

保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条【差別とならない特別措置】

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条【役割分担の否定】

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（a）両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

（b）家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条【売買・売春からの搾取の禁止】

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部【公的生活に関する権利】

第7条【政治的・公的活動における平等】

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

（a）あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

（b）政府の政策の策定及び実施に参加する権利

並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条【国際的活動への参加の平等】

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条【国籍に関する平等】

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部【社会生活に関する権利】

第10条【教育における差別撤廃】

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の

機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条【雇用における差別撤廃】

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条【保健における差別撤廃】

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条【経済的・社会的活動における差別撤廃】

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条【農村女子に対する差別撤廃】

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するための

すべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部【私的生活に関する権利】

第15条【法の前の男女平等】

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条【婚姻・家族関係における差別撤廃】

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- （a）婚姻をする同一の権利
 - （b）自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - （c）婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - （d）子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - （e）子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - （f）子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - （g）夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - （h）無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部【女子に対する差別の

撤廃に関する委員会】

第17条【女子差別撤廃委員会】

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に平衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、

これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条【締約国の報告義務】

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条【委員会の規則】

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条【委員会の会合】

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条【委員会の報告・提案・勧告】

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見

とともに、委員会の報告に記載する。

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条【専門機関と委員会】

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部【最終条項】

第23条【高水準の国内・国際法令の優先適用】

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条【条約上の権利の完全実現】

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条【署名・批准・加入・寄託】

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条【改正】

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する

第27条【発効】

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の

日に効力を生ずる。

- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条【留保】

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条【紛争解決】

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれ

かの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の書名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条【正文】

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

「国際婦人年」以降の女性に関する動き（年表）

西暦	年号	国連の動き	日本の動き	堺市の動き
1975	S50	●国際婦人年（1972年国連総会で宣言） ●国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）（メキシコシティ）開催 ●「世界行動計画」採択 ●「国連婦人の10年」（1976～1985年）決定	●超党派婦人議員提案の「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 ●総理府に「婦人問題企画推進本部」設置（本部長内閣総理大臣） ●「婦人問題企画推進会議」設置（内閣総理大臣の私的諮問機関）	
1976	S51		●特定業種育児休業法成立（女子教育職員・保母・看護婦等対象） ●民法改正（離婚後の姓の選択自由）	●「国際婦人年をすすめる婦人のつどい」堺市実行委員会結成（市内13婦人団体）
1977	S52		●「国内行動計画」策定 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ●国立婦人教育会館オープン	●社会教育課に婦人教育係設置
1979	S54	●国連総会で「女性差別撤廃条約（省略）」採択	●国際人権規約批准	
1980	S55	●「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）（コペンハーゲン）開催 ●「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	●「女性差別撤廃条約」署名 ●民法及び家事審判法改正（配偶者の法定相続分1/3を1/2に改定等）	●婦人会館オープン ●サカイレディスアカデミー（堺女性大学）開講（委託事業）
1981	S56	●ILO第67回総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」「同勧告」採択 ●「女性差別撤廃条約」発効	●「国内行動計画後期重点目標」決定	●「国連の『女性差別撤廃条約』の批准に関する要望決議」市議会で採択 ●堺市婦人問題行動計画策定委員会設置 ●堺まつり女王コンテスト廃止
1982	S57	●「女性差別撤廃委員会」（CEDAW）設置		●「婦人問題に関する婦人の意識調査」実施
1983	S58			●堺市婦人問題行動計画策定 ●堺市議会に「婦人問題に関する特別委員会」設置
1984	S59		●家庭科教育に関する検討会議報告 ●国籍法・戸籍法改正（父系優先主義から父母両系主義へ）（S60年施行）	●「堺の婦人の現状」発行 ●「堺市婦人問題行動計画推進委員会」設置 ●「婦人問題に関する男女の意識調査」
1985	S60	●「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）（ナイロビ）開催 ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「女性差別撤廃条約」批准 ●生活保護基準額の男女差解消 ●国民年金法改正（女性の年金権確立を柱に）（S61年施行） ●男女雇用機会均等法成立（S61年施行）	●「婦人政策室」設置 ●「国連婦人の10年」最終年世界会議（NGOフォーラム）に堺市派遣団（6人）派遣 ●「婦人政策室だより」創刊
1986	S61		●労働基準法改正	●女性問題地域別講演会開始 ●「堺市婦人問題行動計画前期推進状況」作成
1987	S62		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ●税制の配偶者特別控除創設	●「堺市女性問題行動計画」改定 ●「女性問題に関するアンケート調査」実施 ●「堺市女性問題行動計画推進委員会」に改称 ●「女性推進会議」設置
1988	S63			●「女性問題行動計画ダイジェスト版」作成 ●「堺女性の現状」作成 ●「女性職員アンケート」実施 ●「女性問題を考える広報紙」全戸配布 ●「堺市女性問題行動計画（61・62年度）推進状況」作成
1989	H1	●「児童の権利に関する条約」採択	●学習指導要領改訂（中学・高校における家庭科の男女共修等） ●「パートタイム労働指針」制定	●市制100周年記念事業プレイベント「晶子フォーラム」開催 ●啓発映画「わが心の朝」制作 ●女性問題入門ハンドブック「さっち

				やんのいきいきライフ」刊行
1990	H2	●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「わが心の朝」上映活動 ●「堺市女性問題行動計画（63・元年度）推進状況」作成 ●「男性職員アンケート調査」実施 ●男女混合名簿実施（公立幼・小学校全校）
1991	H3		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ●育児休業法成立（H4年施行） ●大阪レディス・ハローワークがオープン	●女性のためのガイドブック「いきいきと暮らすために」刊行 ●「婦人政策室」→「女性政策室」に改称 ●堺市女性問題懇話会設置 ●堺市女性問題地域フォーラム（年6回）開催
1992	H4	●第36回国連婦人の地位委員会（ウィーン）、1995年北京での世界会議を決定	●福岡でのセクシュアル・ハラスメント訴訟で原告側の女性が勝訴 ●婦人問題担当大臣初めて置かれる	●男性問題啓発冊子「男の働き方の落とし穴」刊行 ●アジア女性会議堺地域会議開催 ●与謝野晶子没後50周年記念のつどい開催 ●「女性問題についての市民意識調査」実施 ●堺女性問題懇話会から市長に「第2期女性問題行動計画策定に向けての提言」提出
1993	H5	●国連世界人権会議（ウィーン）開催 ●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●パートタイム労働法成立 ●中学校で家庭科が男女必修になる	●「さかい女性の現状」刊行 ●「第2期女性問題行動計画」策定 ●堺市女性問題懇話会・堺市女性問題市民懇話会・女性政策推進会議を設置 ●「堺市女性問題行動計画（平成2・3・4年度）推進状況」作成 ●もっと素敵にフェスティバル開催 ●「自治体男女平等度コンテスト」第1位（全国フェミニスト議員連盟）受賞
1994	H6	●国際人口・開発会議（カイロ）開催 ●「人権教育のための国連10年」（1995～2004年）決定	●高校で家庭科が男女必修になる ●子育て支援のための「エンゼルプラン」策定	●「男女共同参画宣言都市奨励事業」実施「女と男がいきるのやSAKAI宣言」採択 ●「ライフクリエイター養成講座」開催（以降隔年実施） ●「婦人会館」→「女性センター」に改称
1995	H7	●世界社会開発サミット（コペンハーゲン）開催 ●第4回世界女性会議（北京）開催 ●「北京宣言及び行動綱領」採択	●育児休業法改正（育児・介護休業法成立） ●「家族的責任条約（ILO156号）」批准	●第4回世界女性会議女性NGOフォーラムに堺市派遣団（16人）派遣 ●「堺市審議会等への女性委員登用推進要綱」制定
1996	H8		●「男女共同参画2000年プラン」策定	●「女性政策室」→「女性政策課」に改称 ●「さかい男女共同参画週間」設置 ●堺市女性問題懇話会から市長に「さかい女性プラン中間見直しに向けての提言」提出 ●「さかい女性プラン（平成5・6・7）推進状況」作成
1997	H9		●男女共同参画審議会設置（法律） ●男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法改正（H11年全面施行） ●介護保険法成立（H12年施行）	●男女共同参画「さかい女性プラン」（改定）策定
1998	H10		●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	●女性労働調査（市民・事業所）実施 ●「女性政策担当部長」設置
1999	H11	●女性差別撤廃条約選択議定書採択	●男女共同参画社会基本法成立 ●児童買春・ポルノ禁止法成立 ●労働者派遣法改正 ●男女雇用機会均等法改正	●「女性と仕事に関する調査報告書・同ダイジェスト」刊行 ●「しないさせないセクシュアル・ハラスメント」発行 ●ビデオ「堺からなくそうセクシュアル・ハラスメント」制作

				●堺市女性問題懇談会設置 ●「職員アンケート調査」実施 ●「さかい女性プラン（平成8・9・10）推進状況」作成
2000	H12	●国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」（ニューヨーク）開催 ●「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ●国連安全保障理事会にて女性・平和・安全に関する決議第1325号採択	●男女共同参画基本計画策定 ●児童虐待防止法成立 ●ストーカー行為規制法成立	●「女性政策課」→「男女共同参画推進課」に改称 ●男女共同参画交流の広場開設 ●「女性2000年会議」報告会市民派遣及びシンポジウム開催 ●堺市女性問題懇談会から市長に「第3期さかい男女共同参画プランに対する提言」提出
2001	H13		●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局（内閣府）設置 ●「男女共同参画週間」スタート ●配偶者暴力防止法成立（一部H14年施行）	●DVを考えるフォーラム開催 ●DV防止啓発冊子「脱暴力宣言」発行 ●「堺市DV対策連絡会議」設置 ●堺市男女共同参画懇談会から「堺市男女平等社会推進に関する条例の骨子提言」を市長に提出
2002	H14		●育児・介護休業法改正	●「第3期さかい男女共同参画プラン」策定 ●「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定 ●堺市男女平等推進審議会設置 ●苦情相談処理制度開始
2003	H15		●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 ●第4・5回「女性差別撤廃条約」実施状況報告 ●次世代育成支援対策推進法成立 ●少子化社会対策基本法成立	
2004	H16		●児童虐待防止法改正 ●配偶者暴力防止法改正 ●育児・介護休業法改正	
2005	H17	●第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）（ニューヨーク）開催	●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申 ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	●堺市と美原町合併 ●「堺市特定事業主行動計画」策定 ●「さかい子どもいきいきプラン」策定
2006	H18		●男女雇用機会均等法改正（H19年施行）	●堺市男女平等推進審議会から市長に「第3期さかい男女共同参画プラン中間見直し及び後期実施計画策定に向けての提言」提出 ●政令指定都市に移行 ●「自由都市・堺 ルネサンス計画」策定 ●「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」制定
2007	H19			●「第3期さかい男女共同参画プラン（改定）」策定
2008	H20	●国連安全保障理事会にて武力紛争下の性暴力防止に関する決議第1820号採択	●配偶者暴力防止法改正 ●パートタイム労働法改正 ●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ●ILO 条約勧告適用専門委員より勧告（男女同一価値労働同一報酬の原則規定のための法改正措置等）	
2009	H21	●「UNIFEM（現 UN Women）」日本事務所開設 ●国連安全保障理事会にて武力紛争下の性暴力根絶に向けた取り組みを促進する決議第1888号、1325号の実施加速に向けての決議第1889号	●育児・介護休業法改正 ●女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表	●「日本女性会議 2009 さかい」開催 ●「UNIFEM（現 UN Women）」日本事務所開設

		採択 ●ILO 第98回総会「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」開催		
2010	H22	●第54回国連婦人の地位委員会（北京＋15）（ニューヨーク）開催	●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」一部改正 ●育児・介護休業法改正 ●「男女共同参画基本計画」（第3次）策定	●「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」実施
2011	H23	●「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足 ●ILO と UN Women が職場における女性のエンパワメント促進に向けた覚書締結		●堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」策定 ●堺市男女平等推進審議会から市長に「堺市における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申